

令和6年度
一般廃棄物処理実施計画



武蔵村山市

一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年武蔵村山市条例第14号。以下「条例」という。）に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものとする。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 計画対象区域

武蔵村山市域

4 一般廃棄物の種類及び分別区分

(1) 可燃ごみ

(2) 不燃ごみ

(3) 不燃性資源物

ア ライター

イ びん

ウ 有害物（蛍光管、電球、電池、水銀体温計等）

エ 缶（缶類・スプレー缶等）

オ 金属（なべ、やかん、フライパン等の金属類等）

カ 容器包装プラスチック（以下、「容プラ」という。）

キ ペットボトル

ク かばん、ベルト

(4) 可燃性資源物

ア 古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック）

イ 布（シーツ、毛布、衣服、下着、帽子等）

ウ 剪定枝

エ ぬいぐるみ

(5) 使用済小型電子機器等（拠点回収ボックスの投入口（横25cm×縦15cm）からボックス内に投入できる電子機器）

(6) 粗大ごみ（家具・建具、布団、自転車等）

(7) 動物の死体

(8) し尿

(9) 浄化槽汚泥

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び収集区域

| 一般廃棄物の種類 | | 曜日 | 収 集 区 域 | |
|-----------------|--------------------------------|--|--|---------|
| 可燃ごみ (週2回収集) | 月・木 | (C)本町・中藤・中央・神明 | | |
| | | (D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 | | |
| | | (F)村山団地24～26,32,42,1101～1118,1128～1137 | | |
| | | (H)学園3 | | |
| | 火・金 | (A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 | | |
| | | (B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 | | |
| | | (E)村山団地33,41,45～50,1119～1127 | | |
| | | (G)大南4,5 | | |
| 不燃ごみ (月1回収集) | 第1水 | (A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地33,41,45～50,1119～1127 | | |
| | 第2水 | (B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5 | | |
| | 第3水 | (C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3 | | |
| | 第4水 | (D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地24～26,32,42,1101～1118,1128～1137 | | |
| 資源物 不燃性 | ペットボトル・ライター・びん・有害物 (隔週1回収集) | 月 | (B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5 | |
| | | 火 | (C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3 | |
| | | 木 | (A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地33,41,45～50,1119～1127 | |
| | | 金 | (D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地24～26,32,42,1101～1118,1128～1137 | |
| | 缶・金属 (隔週1回収集) | 月 | (B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5 | |
| | | 火 | (C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3 | |
| | | 木 | (A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地33,41,45～50,1119～1127 | |
| | | 金 | (D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地24～26,32,42,1101～1118,1128～1137 | |
| | 容プラ (週1回収集) | 月 | (A)伊奈平・残堀・三ツ藤1,2 (E)村山団地33,41,45～50,1119～1127 | |
| | | 火 | (D)大南1～3・学園1,2,4,5・榎 (F)村山団地24～26,32,42,1101～1118,1128～1137 | |
| | | 木 | (B)三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G)大南4,5 | |
| | | 金 | (C)本町・中藤・中央・神明 (H)学園3 | |
| | かばん・ベルト (月3～4回収集)※ | 水 | 市 内 全 域 | |
| | 資源物 可燃性 | 古紙・布・剪定枝・ぬいぐるみ (月3～4回収集)※ | 水 | 市 内 全 域 |

※原則月3回収集であるが、月の週数によって月4回収集とする。

6 基本方針を達成するための施策

| 基本方針 | 基本的な施策 | |
|---|--|-----------------------------|
| | 項目 | 具体的取組 |
| 基本方針1 リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進 | (1) 3つのRの促進に関する普及啓発 ※3つのR：不用物になる前の対策である「リフューズ・リデュース・リユース」のこと。 | ① 3つのRを実践する意義と必要性の普及啓発 |
| | | ② 過剰包装の抑制を促進する普及啓発 |
| | | ③ 再利用できる商品の利用を促す普及啓発 |
| | (2) レジ袋の削減 | ① マイバック持参の普及啓発 |
| | | ② 販売店への要請 |
| | (3) 生ごみの減量 | ① 食品ロス削減のための普及啓発 |
| | | ② フードドライブの実施 |
| | | ③ 飲食店へ小盛メニューを作る等の働きかけ |
| | | ④ 水切りの徹底 |
| | | ⑤ 生ごみ処理容器「ミニ・キューロ」の普及啓発 |
| | | ⑥ 生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発 |
| | (4) 製造・販売事業者への要請 | ① 再使用容器などの利用の促進 |
| | | ② 市民に対する販売事業者の取組の周知 |
| ③ 国や都を通じた製造事業者への要請 | | |
| (5) 家庭ごみ有料化の導入 | ① 導入による減量効果の周知 | |
| 基本方針2 リサイクル（資源化）の推進 | (1) 分別の周知 | ① リサイクルの必要性の周知 |
| | | ② 分別区分の周知 |
| | | ③ 排出方法の周知 |
| | | ④ リサイクルされたものの再利用方法や効果の周知 |
| | (2) 資源回収の拡充 | ① 資源回収奨励金制度の普及啓発 |
| | | ② 資源化品目の拡大の検討 |
| | | ③ 事業者と連携した使用済小型電子機器の資源化の推進 |
| | | ④ 3市及び小平・村山・大和衛生組合にて分別方法の統一 |
| | (3) 排出事業者への要請 | ① 事業系廃棄物の排出状況の把握 |
| | | ② 大規模事業所への指導 |
| | | ③ 食品ロス削減に向けた要請 |

| | | |
|------------------|-----------------------|----------------------------|
| | (4)販売事業者への要請 | ①店頭回収の要請 |
| | | ②エコショップ認定制度認定店の募集 |
| | (5)再生品の利用の推進 | ①再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供 |
| | | ②再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発 |
| | (6)資源物抜き取り防止 | ①パトロールの強化 |
| | | ②警察との連携 |
| 基本方針3 適正処理の推進 | (1)適正排出の推進 | ①廃棄物減量等推進員による指導 |
| | | ②収集現場での警告表示の貼付 |
| | | ③不適正排出に対する指導 |
| | | ④集合住宅の管理者に対する排出指導 |
| | (2)事業系ごみの適正排出の徹底 | ①一般廃棄物処理業者への委託の促進 |
| | | ②事業系一般廃棄物指定収集袋での排出徹底 |
| | | ③小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施 |
| | (3)適正な収集体制の維持 | ①高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討 |
| | | ②委託業者への要請 |
| | (4)処理困難物への対応 | ①事業者による回収の周知 |
| | | ②市で収集しない廃棄物の処理ルートを紹介 |
| | | ③国や都を通じた要請 |
| | (5)不法投棄対策 | ①市民・事業者への意識啓発 |
| | | ②不法投棄対策に係る警察等関係機関との連携 |
| | | ③不法投棄監視対策強化事業の実施 |
| | | ④戸別収集移行に伴うごみ集積所の閉鎖 |
| | (6)（仮称）新ごみ焼却施設の整備 | ①焼却施設の整備 |
| | | ②広域支援に関する調整 |
| ③環境への配慮 | | |
| (7)リサイクル施設の検討 | ①リサイクル施設の在り方について検討 | |
| (8)最終処分量の削減 | ①東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減 | |
| (9)災害時の対応 | ①災害廃棄物処理計画の推進 | |
| | ②民間事業者との連携 | |
| | ③都・他自治体との連携 | |

| | | |
|----------------------|----------------------|-----------------------------|
| 基本方針4 市民・事業者・市の協働 | (1)普及啓発手法の活用 | ①ごみ情報誌 |
| | | ②市報 |
| | | ③ホームページ |
| | | ④ごみ分別アプリ |
| | | ⑤フェイスブック・X（旧ツイッター） |
| | | ⑥イベント |
| | (2)市民・事業者・市の双方向の情報交換 | ①廃棄物減量等推進審議会の運営 |
| | | ②廃棄物減量等推進員との意見交換 |
| | | ③市民・事業者とのネットワークづくりの検討 |
| | (3)環境教育・学習の実施 | ①小学校4年生を対象とした副読本の作成 |
| | | ②出前講座の実施 |
| | | ③環境学習プログラムの充実に向けた調査研究 |
| | | ④体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討 |
| | | ⑤ごみ処理施設見学会の実施 |
| | | ⑥環境啓発機能（プラザ機能）の検討 |
| | (4)国・都・他自治体などとの連携 | ①小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携 |
| | | ②国や都、他自治体との連携 |
| | | ③国や都を通じた事業者への要請 |
| | | ④3Rの推進に向けた民間企業との連携 |
| | (5)市での率先的な取組 | ①4Rの率先した取組 |
| ②再生品の積極的な利用 | | |

7 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

※発生量＝処理量

| | | | |
|---|---------|-----------------|----------|
| ごみ総発生量 | | 18,695 t | |
| ごみ | ごみ | 13,459 t | |
| | 可燃ごみ | 収集ごみ | 12,346 t |
| | | 持込ごみ | 10,259 t |
| | 不燃ごみ | 持込ごみ | 2,087 t |
| | | 不燃ごみ | 785 t |
| | 粗大ごみ | 収集ごみ | 780 t |
| | | 持込ごみ | 5 t |
| | 資源物 | 粗大ごみ | 328 t |
| | | 収集ごみ | 328 t |
| | | 持込ごみ | 0 t |
| 資源物 | | 5,236 t | |
| 不燃性資源物 (缶、金属、びん、かばん、ベルト、 容プラ、ペットボトル、ライター) | | 1,951 t | |
| 可燃性資源物 (紙類、布類、せん定枝、ぬいぐるみ) | 2,676 t | | |
| 有害物 | 27 t | | |
| 集団回収 (紙類、布類、鉄類、アルミ類、びん類、 雑品類、ペットボトル、廃食用油) | 582 t | | |
| 動物の死体 | 189 体 | | |
| し尿、浄化槽汚泥 | 122 kl | | |
| し尿 | 100 kl | | |
| 浄化槽汚泥 | 22 kl | | |

8 一般廃棄物の収集方法、適正な処理及びこれを実施する者

| 一般廃棄物の種類 | 収集方法 | 収集の主体 | 処理の方法及び処理主体 | 市民及び事業者の協力義務 |
|--|---|------------------|---|---|
| 市民の日常生活から排出される一般廃棄物（家庭ごみ） ※可燃性資源物以外 | 戸別方式による定期収集 ①可燃ごみは週2回 ②不燃ごみは月1回 ③容プラは週1回 ④かばん、ベルトは月3～4回 ⑤缶・金属及びペットボトル・ライター・びん・有害物は隔週1回 | 市長（収集運搬業務受託者による） | ①可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合又は西多摩衛生組合にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。 ②不燃ごみについては、破砕等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。 ③容プラ・ペットボトルについては、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。 ④③以外の不燃性資源物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。 なお、ライター及び有害物、スプレー缶については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。 | ①必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ②発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③可燃ごみ、不燃ごみ、容プラについては、各指定収集袋を使用すること。 ④③以外については、透明又は半透明の袋を使用すること。 ⑤収集日の朝、8時までに決められた場所に出すこと。 |
| 可燃性資源物 古紙、布、せん定枝、ぬいぐるみ | 戸別方式による月3～4回の定期収集 | 市長（収集運搬業務受託者による） | 武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。 | ①必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ②発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③透明又は半透明の袋、紙袋を使用若しくはひもで束ねて排出すること。 ④収集日の朝、8時までに決められた場所へ出すこと。 ⑤布・ぬいぐるみについては、雨天等の場合は、極力次の収集日に出すこと。 |

| | | | | |
|----------|---|----------------------------------|---|--|
| 粗大ごみ | <p>収集は、随時申込みにより行う。</p> <p>①特定家庭用機器再商品化法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの収集は行わない。</p> <p>②製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼働に伴い、原動機付自転車を含むオートバイの収集は行わない。</p> | 市長（収集運搬業務受託者による） | <p>小平・村山・大和衛生組合にて焼却、破碎等の中間処理を行い、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化、その他は適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>なお、鉄資源として回収できるものは、収集後、分別し、売却する。</p> <p>また、小型家電として、売却できるものについては、小平・村山・大和衛生組合にて分別し、売却する。</p> | <p>①粗大ごみの申込み及び排出は計画的に行うこと。</p> <p>②原則として、敷地内の目に付くところへ、運びやすいように整理し、品目ごとに定められた廃棄物処理券を貼付して排出すること。</p> <p>③電化製品等の買換え等の場合は、業者に引き取らせること。</p> |
| 事業系一般廃棄物 | <p>事業者が自らの責任で行うもののほか、市が収集運搬をする小規模事業者は、市の事業系一般廃棄物指定収集袋での定期収集を実施する。</p> <p>なお、可燃性資源物及びかばん、ベルト、粗大ごみは、収集運搬しない。</p> <p>①可燃ごみは週2回 ②不燃ごみは月1回 ③容プラは週1回 ④缶・金属及びペットボトル・ライター・びん・有害物は隔週1回</p> | 排出事業者、収集運搬許可業者又は市長（収集運搬業務受託者による） | <p>事業者自らの責任で行うもののほか、市で収集運搬をする場合は収集区分ごとに以下のように処理する。</p> <p>①可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合又は西多摩衛生組合（事業系一般廃棄物指定収集袋で収集したものに限り）にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。</p> <p>②不燃ごみについては、破碎等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>③容プラ・ペットボトルについては、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。</p> <p>④缶・金属及びライター・びん・有害物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。</p> <p>なお、ライター及び有害物、スプレー缶については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。</p> | <p>①事業者が自ら小平・村山・大和衛生組合へ持ち込む場合は、可燃ごみ、不燃ごみごとに区分する等市の指示によること。</p> <p>②市へ収集運搬を依頼する場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を使用し、決められた収集日の朝8時までに、申請した場所に排出すること。</p> <p>③発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。</p> |

| | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| 資源物 (拠点回収) | 市内に設置してある 拠点回収ボックスから収集 拠点設置数 乾電池：25箇所 使用済小型電子機器 等：7箇所 | 市長（市職員 による） | 適正に資源化处理のできる 業者に資源化处理委託 をする。 | 使用済小型電子機器等の うち、個人情報があるもの は削除し、電池があるもの は取り外して出すこと。 |
| 動物（犬、猫等）の 死体 | 所有者がいるものは、 市の指定した場所へ 廃棄物処理券 2,600 円分を貼付して持ち 込む。 所有者が不明なもの は、市長が収集する。 | 市長（収集運 搬業務受託者 による） | 小平・村山・大和衛生組合 で一時保管をし、その後、 動物専門の火葬場で火葬 等を行う。 | ①飼い犬の死亡の場合は、 蓄犬登録に係る手続を 行うこと。 ②所有者不明のものを路 上等で発見した場合は、 市へ連絡すること。 |
| 資源物 (集団回収) | 登録団体が自らの責 任で行う。 | 資源回収奨励 金団体登録さ れている者 | 登録団体が自らの責任で 資源引取り業者に持ち込 む又は当該団体と契約し た資源引取業者が回収を 行い、引取業者が適正に資 源化をする。 | 資源回収奨励金の交付を 受けようとする者は、回収 した資源物の内訳等を市 に申請すること（60日以 内又は3月31日のうち、 いずれか早い方）。 |
| し尿 | 収集は、随時申込み により行う。 | 市長（収集運 搬業務受託者 による） | 湖南衛生組合にて処理を する。 | ①公共下水道区域内の建 築物の所有者は、その便 所の公共下水道接続を 行うこと。 ②便槽内に異物を投入し ないこと。 ③便槽内に雨水等が流入 しないようにすること。 |
| 浄化槽汚泥 | 浄化槽の占有者又は 管理者等と浄化槽清 掃業及び浄化槽汚泥 の収集運搬業の許可 を受けた業者との直 接契約による。 | 浄化槽清掃業 及び浄化槽汚 泥の収集運搬 業の許可を受 けた業者 | 湖南衛生組合にて処理を する。 | ①公共下水道区域内の建 築物の所有者は、その浄 化槽の公共下水道接続 を行うこと。 ②常に適切な維持管理を 怠らないよう心がけ、清 掃の時期を逸しないよ う留意すること。 |

(1) 条例第31条の2第1項の所定の場所は、次のとおりとする。

ア 決められたごみ排出場所

原則、各住宅等敷地内で道路際等の市が収集可能であると確認した場所とする。ただし、戸別収集導入以前から利用していた集積所で、市が利用を認めた場合には当該集積所とする。

イ 拠点回収ボックス

市が資源物の排出の利便性を確保し、資源物のより一層の回収とごみの減量の推進を図るため、市内の公共施設及びリサイクル協力店などに設置した回収ボックスとする。

(2) 条例第31条の2第1項の市長が指定する者は、市から一般廃棄物処理実施計画に定める資源物の収集運搬業務を受託した者とする。

9 一般廃棄物処理施設に関する事項

(1) 中間処理施設概要

ア 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---------------------------|
| 施 設 名 称 | 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設(4・5号炉) |
| 所 在 地 | 小平市中島町2番1号 |
| 建 設 年 月 | 4・5号炉：昭和61年11月(竣工) |
| 炉 型 式 | 全連続燃焼式 |
| 処 理 方 法 | ストーカ式 |
| 処 理 能 力 | 4・5号炉：105t/日×2炉 |
| 余 熱 利 用 | 足湯施設(こもれびの足湯施設、平成19年3月竣工) |
| 冷 却 方 式 | 水噴射 |
| 通 風 方 式 | 強制(平衡) |
| 防 塵 方 式 | バグフィルタ |
| 煙 突 高 | 4・5号炉：地上高100m |

イ 小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|-------------------------|
| 施 設 名 称 | 小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設 |
| 所 在 地 | 小平市中島町2番2号 |
| 建 設 年 月 | 令和2年3月(竣工) |
| 破 碎 型 式 | 堅型回転式破砕機 |
| 処 理 能 力 | 28t/5時間 |
| 処 理 対 象 物 | 不燃ごみ・粗大ごみ |
| 選 別 内 容 | 可燃・不燃・鉄・アルミ |

ウ 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|---------------------------|
| 施 設 名 称 | 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設 |
| 所 在 地 | 東大和市桜が丘二丁目122番地の2 |
| 建 設 年 月 | 平成31年3月(竣工) |
| 機 械 設 備 形 式 | 自動機械破袋 |
| | 自動機械選別、手選別 |
| | フィルム+PPバンド掛け圧縮梱包方式 |
| 処 理 能 力 | 容プラ：17t/5時間、ペットボトル：6t/5時間 |
| 処 理 対 象 物 | 容プラ・ペットボトル |

エ 武蔵村山資源リサイクルセンター

| 区 分 | 内 容 |
|-------------------|-----------------------|
| 施 設 名 称 | 武蔵村山資源リサイクルセンター |
| 所 在 地 | 武蔵村山市伊奈平二丁目 29 番地の 1 |
| 使用開始年月 | 平成 3 年 10 月 |
| 改 修 年 月 | 平成 13 年 11 月 |
| 設備内容及び 処 理 能 力 | 選別設備(処理能力 20 t/日) |
| | 破袋機(処理能力 28 t/日) |
| | 磁選機(処理能力 4.97 t/日) |
| | アルミ選別機(処理能力 1.19 t/日) |

(2) 最終処分処理場概要

ア ニツ塚廃棄物広域処分場

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--|
| 施 設 名 称 | ニツ塚廃棄物広域処分場 |
| 所 在 地 | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 |
| 施 設 規 模 | 用地面積 約 59.1ha |
| | 開発面積 約 33.3ha(埋立地 18.4ha 管理施設等 14.9ha) |
| | 残存緑地面積 約 25.8ha |
| 埋 立 容 量 | 全体埋立容量 約 370 万 m ³ |
| | 廃棄物埋立容量 約 250 万 m ³ |
| | 覆土容量 約 120 万 m ³ |
| 建 設 年 度 | 第 1 期 着工：平成 7 年度 |
| | 第 2 期 着工：平成 12 年度 |
| 埋 立 期 間 | 当初 平成 10 年から 16 年間の予定 |
| | エコセメント化後 30 年以上延長予定 |

イ エコセメント化施設

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 施 設 名 称 | エコセメント化施設 |
| 所 在 地 | 東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場内) |
| 建 設 年 月 | 着工：平成 15 年 2 月 竣工：平成 18 年 7 月 |
| 処 理 能 力 | 焼却灰等の処理能力 約 300t(日平均) |
| 生 産 能 力 | エコセメント生産量 約 430t(日平均) |
| 処 理 対 象 物 | 多摩地域 25 市 1 町のごみ焼却処理施設から排出される焼却灰及びニツ塚廃棄物広域処分場に分割埋立された焼却灰等 |

(3) 一般廃棄物処理施設の整備等に関する事項

ア 平成31年4月1日から容プラ、ペットボトルについては、小平・村山・大和衛生組合の資源物中間処理施設にて中間処理を行っている。

イ 令和2年4月1日から不燃・粗大ごみについては、小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設にて中間処理を行っている。

ウ (仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却処理施設の整備をする。

エ (仮称)新ごみ焼却施設整備に伴い、一時的に可燃ごみの一部が処理できなくなるため、令和3年4月から可燃ごみの一部を西多摩衛生組合に搬入し、中間処理を行っている。

オ ニッ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設について東京たま広域資源循環組合においてその維持管理を実施する。

カ 平成30年4月1日から、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った後の不燃残渣は、民間処理施設に搬入し、資源化処理を行っている。

(4) 民間処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により、以下の処理主体が存在する自治体に対して事前協議を行う。

ア 家庭系廃棄物

| 対象区市町村 | 処理主体 | 一般廃棄物を処理する理由・目的 | 一般廃棄物の種類 | 排出量 | | 搬入先 |
|--------|------------|-------------------|-----------|---------|---------|------------|
| | | | | 月間量 (t) | 年間量 (t) | |
| 所沢市 | 長沼商事㈱ | 市町村のリサイクルの推進による処理 | ⑥(ライター) | 0.181 | 2.172 | 長沼商事㈱ |
| | | | ⑥(スプレー缶等) | 1.041 | 12.492 | |
| 北見市 | 野村興産㈱ | | ⑥(有害物) | 2.564 | 30.768 | 野村興産㈱ |
| 計 | | | | 3.786 | 49.794 | 2社 |
| 寄居町 | オリックス資源循環㈱ | 市町村のリサイクルの推進による処理 | ⑥(不燃性残渣) | 108.3 | 1,300 | オリックス資源循環㈱ |

※ 寄居町への事前協議は、組合構成市を代表して小平・村山・大和衛生組合が行っている。そのため、排出量についても組合構成市(小平市、東大和市及び武蔵村山市)合計の数値である。

イ 事業系一般廃棄物

| 対象区市町村 | 本市許可業者 | 一般廃棄物を処理する理由・目的 | 一般廃棄物の種類 | 処理量 | | 搬入先 |
|--------|-----------|---------------------------------------|----------|---------------|---------|-----------------|
| | | | | 月間量 (t) | 年間量 (t) | |
| 大田区 | 相模原紙業(株) | 市町村のリサイクルの推進による処理 | ⑤ | 0.7 | 8.4 | (株)アルフォ |
| 羽村市 | (株)遠藤商会 | | ⑤ | 2.95 | 35.4 | (株)西東京リサイクルセンター |
| | 比留間運送(株) | | ⑤ | 8 | 96 | |
| | (有)荒幡商事 | | ② | 6 | 72 | (株)大進緑建 |
| 入間市 | 比留間運送(株) | | ⑤ | 10 | 120 | 比留間運送(株) |
| 愛川町 | (株)アクト・エア | | ①⑤ | 7.64 | 91.68 | (株)アクト・エア |
| 寄居町 | 相模原紙業(株) | | ①②③④ | 9 | 108 | オリックス資源循環(株) |
| | 太誠産業(株) | | ①②③④ | 19.51 | 234.12 | |
| | 斎藤商事(株) | | ①②④ | 4 | 48 | |
| | 比留間運送(株) | | ①②③④ | 1.5 | 18.0 | |
| | | ⑥その他 (武蔵村山の一般家庭及び事業所より発生した適正処理困難物) | 1.5 | 18.0 | | |
| | ⑥(焼却灰) | 10.0 | 120.0 | ツネイシカムテックス(株) | | |
| 計 | | | | 80.8 | 969.6 | 7社 |

一般廃棄物の種類 ①紙くず ②木くず ③繊維くず ④生ごみ ⑤食品循環資源(食リ法) ⑥その他

(5) し尿処理施設

| 区 分 | 内 容 |
|-------|-----------------------------------|
| 施設名称 | 湖南衛生組合 |
| 構成市町村 | 立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市 |
| 所在地 | 武蔵村山市大南五丁目1番地 |
| 稼働年度 | 昭和38年度 |
| 処理方式 | 前処理希釈方式 |
| 処理能力 | し尿及び浄化槽汚泥 4.1 kℓ/日 |

10 一般廃棄物収集運搬許可業者

令和6年1月1日現在

| | 業 者 名 | 住 所 |
|----|-----------------|------------------------------|
| 1 | 村山運送(株) | 武蔵村山市中央一丁目6番地の1 |
| 2 | 高杉商事(株) | 小平市上水本町四丁目8番12号 |
| 3 | 比留間運送(株) | 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 |
| 4 | (有)荒幡商事 | 武蔵村山市本町四丁目12番地の6 |
| 5 | 相模原紙業(株) | 神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号 |
| 6 | (株)遠藤商会 | 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7 |
| 7 | 斎藤商事(株) | 西東京市東伏見四丁目9番10号 |
| 8 | 丸順商事(有) | 羽村市富士見平二丁目1番地の14 |
| 9 | 太誠産業(株) | 豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル |
| 10 | (株)表養樹園 | 武蔵村山市三ツ木一丁目20番地の1 |
| 11 | (有)常盤組 | 小平市天神町一丁目3番32号 |
| 12 | (有)小作物産 | 羽村市羽加美三丁目5番25号 |
| 13 | (株)アユミ・プラン | 埼玉県所沢市三ヶ島一丁目144番地の3 |
| 14 | 松浦商事(株) | 立川市幸町三丁目16番の1 |
| 15 | 藤谷産業(株) | 西多摩郡日の出町大字平井969番地 |
| 16 | (有)古川新興 | 府中市是政三丁目65番地の1 |
| 17 | 武蔵村山資源(有) | 武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1 |
| 18 | 太田商事(株) | 府中市四谷五丁目13番14号 |
| 19 | (有)富商 | 武蔵村山市伊奈平二丁目8番地の1 |
| 20 | (株)光翔 | 武蔵村山市伊奈平一丁目81番地の4 |
| 21 | エコ丸信(株) | 武蔵村山市伊奈平二丁目27番地の5 |
| 22 | (株)ティーエムプランニング | 武蔵村山市残堀一丁目103番地の3 |
| 23 | (株)五美清掃 | 西東京市北町五丁目9番4号 |
| 24 | (有)ミヤマ商会 | 羽村市羽東三丁目12番8 |
| 25 | (株)ECO・HIRUMA16 | 武蔵村山市中央二丁目135番地の2 |
| 26 | (株)日野衛生公社 | 日野市万願寺四丁目24番地の7 |
| 27 | 中川産業(株) | 立川市富士見町一丁目2番6号 |
| 28 | 福田商会 | 小金井市桜町二丁目8番13の105号(小金井市市営住宅) |
| 29 | 加藤商事(株) | 東村山市恩多町一丁目12番地3 |
| 30 | (株)アクト・エア | 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地 |

11 一般廃棄物処分業許可業者

令和6年1月1日現在

| | 業 者 名 | 住 所 |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 比留間運送(株) | 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 |
| 2 | 武蔵村山資源(有) | 武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1 |

12 浄化槽清掃許可業者

令和6年1月1日現在

| | 業 者 名 | 住 所 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 村山運送(株) | 武蔵村山市中央一丁目6番地の1 |

13 適正処理困難物

次の物については、市の処理施設において適正な処理を行えないため、適正処理困難物に定め、処理を行わない。

| | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 石 | 自動車部品 | 発電機 |
| 医療廃棄物（注射針等） | 消火器 | バッテリー |
| 液体 | 焼却炉（耐火レンガ製） | 発炎筒 |
| LP ガスボンベ | シンナー | ピアノ |
| 腐葉土 | 消毒剤 | ブロック |
| 瓦礫（がれき） | 除草剤 | ボイラー |
| スレート（石綿含有のものもあるため） | 水中ポンプ（飼育用の小型のものは可能） | ボーリングの玉 |
| 木（直径40cm以上） | 砂 | モーター（機械用） |
| 金庫（耐火性） | 石膏ボード | 麻雀卓（電動式） |
| 建築廃材 | ソーラーシステム | 物干し台（コンクリート部分） |
| コンクリート片 | タイヤ（自動車） | 浴槽（ホーロー・グラスファイバー製品） |
| コンプレッサー | タイル | レンガ |
| 殺虫（菌）剤 | 土 | ワイヤーロープ |
| 酸素ボンベ | 農薬（成分により可能） | 廃油（ガソリン、灯油など） |

※ その他ごみ処理施設の能力を超えるもの

14 資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物

次の物については、資源の有効な利用の促進を図るため、処理を行わない。

| 関 係 法 令 等 | 品 目 |
|-------------------|--|
| 特定家庭用機器再商品化法 | エアコン ・ マルチエアコン、室外機、ウインドタイプ テレビ ・ ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ 式テレビ、チューナー分離型テレビ、有機 EL テ レビ 冷蔵庫・冷凍庫 ・ 冷蔵庫、ワイン庫（ワインセラー）、冷凍庫 洗濯機・乾燥機 ・ 洗濯機、洗濯乾燥機、衣類乾燥機 |
| 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 家庭から廃棄されるパーソナルコンピュータ ・ デスクトップパソコン本体、ノートブックパソ コン ・ CRT ディスプレイ、CRT ディスプレー一体型パ ソコン ・ 液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パ ソコン |

15 自主取組による二輪車リサイクルシステムの活用

製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼動に伴い、原動機付自転車を含む使用済みオートバイは、粗大ごみとして収集を行わない。

令和6年度武蔵村山市一般廃棄物処理実施計画

| | |
|------|----------------------|
| 発行年月 | 令和6年4月 |
| 発行 | 武蔵村山市 |
| 編集 | 武蔵村山市環境部ごみ対策課 |
| | 〒208-8501 |
| | 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 |
| | TEL 042(565)1111(代表) |



武蔵村山市